

真空の主公開アイデンティティに関する真空の見解

2021-10-10 制定
真空 (MORI, Yuka)

- 真空は、わたくし (MORI, Yuka) の主たる通称です。
- 真空の主公開アイデンティティとは、わたくしの最も主要な公開 SNS プロファイルにより代表される、公開の同一性のことです。閲覧に承認を要する情報は、これに含みません。

この文書は公表時点における、いち個体である真空としての正式の見解であり、真空の所属する諸組織を代表するものではありません。

この同一性は匿名ではなく、偽名でもありません。この同一性はたとえば「あくまで SNS 上の存在」などとして限定されるものではなく、現在の運用では現実のわたしに対応するものです。わたしは今まで複数の所属を持ち、複数の役職に関わってきました。「この同一性を持つわたし」が何らかの所属や役職を持っていることは極秘でもなんでもありませんし、わたしに関して事前情報を持っている一部の方にとっては、この同一性についてもその情報に紐づけて捉えられることはあると考えられます。しかし一般に、この同一性による発言はわたしの個人に帰するものであり、何らかの断りが無い限り、何れの所属や役職としての公式の発言、表明、見解等でもありません。

一方で、さまざまな役職はそれぞれ相応の公的な責任を有するものであり、そのような公的な責任を有する主体が行うことには一定の公共性があり、私的な領域であっても特に対外的なものについては、そのような主体に相応しいものであるかという評価にさらされるものであります。ですから、わたしも、このような私的な同一性においても、そのような認識のもと行動することが望ましいと考えています。

属性	この同一性での扱い	機密性
2017年に入学し、2021年現在学籍を置く大学・学部	学生であることのみ公表、大学名は非公表	知っている者は多い。正式には認めない
前項の大学におけるすべての学生活動	組織名や詳細については認めない	推測可能な情報
民族	国籍や出身地はあくまで国籍や出身地であって、自分のアイデンティティではないことを公表	公開情報
居住地域	愛着を持っていることを公表	隠していないが積極的に拡散しない情報
性別	明示しない。言及を控えるように要請	推測可能な情報
障害・健康	問題が無い限りにおいて開示する	公開情報
その他の所属（生活情報基盤研究機構ならびに想像地図研究所およびその他の創作プロジェクト）	問題が無い限りにおいて公表するが個人としての発言であることを明示	公開情報
思想・信条・信仰	問題が無い限りにおいて公表する	一部公開情報

以上

1 これはわたしが「人間などの知的生命体が、本質的に倫理的な責任を負うことができるものである」という主張をするものではありません。

公開ソーシャルメディアポリシー

2021-10-17 制定
真空 (MORI, Yuka)

(適用範囲)

第1条 このポリシーは、電磁的通信を用いて公衆の閲覧の用に供する文章、図画、音声または映像などの投稿を行う名義あるいは媒体（以下「SNS アカウント等」とする）であって、真空が個人として発信するものであり、閲覧に真空の特別の許可を要さないものについて適用されるものとする。

2 前項の規定によらず、対象の SNS アカウント等であっても、閲覧が一般に開かれていないものとして制限されている投稿（特定の相手に送信されるメッセージの類を含む）については、このポリシーを適用しない。

(ポリシーの公開)

第2条 このポリシーの対象となる SNS アカウント等の運用に関して真空が定める事項および運用の基準は、原則としてすべて公開する。ただし、他個人の個人情報にあたる内容および真空が非公開とする自身に関する情報の内容に直接関わるものについては、この限りではない。

(個人的に親しい相手)

第3条 個人的に親しい相手（以下このポリシーにおいては、「個人的に親しい」というのは、双方の合意のもと双方向の関係が存在することを必要要件とする。）との関係においては、このポリシーの定めによらずこれを行うことを妨げない。

(ブロック機能等の使用の禁止)

第4条 真空は、特定の他者の SNS アカウント等に対し、自分の SNS アカウント等の閲覧や情報のやりとりを制限し典型的には不能ならしめる機能であって、相手が行使を通常の方法によって知ることができるもの（以下「ブロック機能等」とする）を使用してはならない。

2 前項の規定によらず、ブロック機能等であっても以下の各号に該当する使用については、これを認める。ただしこの場合においては、可能な限りすみやかにこの行使を解除するように努めなければならない。

- 一 電磁的システムに対して攻撃が行われている場合であって、純粋な技術的理由により、システムの保全のためにこれを行使することが避けられないもの。この場合はそのような事情が生じたことを速やかに公表するものとする。
- 二 一部の操作のみを制限するものであって、対象者が行使下であっても真空に意思を伝達することを妨げないもの。これを行使した場合は、行使の理由の開示が請求された場合は、真空は速やかにこれを開示しなければならない。
- 三 継続的に対象者との意思疎通を妨げることを目的としないものであって、行使後極めて速やかにこれを解除する場合の使用。これを行使した場合は、行使の理由の開示が請求された場合は、真空は速やかにこれを開示しなければならない。
- 四 これを行使しないことにより、物理的社会に影響があり、真空または真空の個人的に親しい相手の身体的安全が直ちに脅かされ、生存が困難になるあるいは重傷を負うことが客観的に明らかである場合の使用。

(発言の主体)

第5条 真空が、このポリシーの対象となる SNS アカウント等で行った発言や発信は、明確に断りが無い限り、真空が個人として行うものであり、真空が所属する組織などを代表するものではないものとする。

2 真空が、このポリシーの対象となる SNS アカウント等で組織や役職として発言や発信を行う際は、当該組織において、適用される合意、決定、許可、または移譲が存在しなければならない。この場合はその旨を告知した上で、どのような立場で発言しているかを明確にしなければならない。

(会話の目的の制限)

第6条 真空が、このポリシーの対象となる SNS アカウント等で特定の他者と意思の疎通つまり会話を行うのは、原則として以下の各号に該当する場合のみとする。これらに該当しない場合は真空は会話を拒否あるいは無視することができる。

- 一 個人的に親しい相手との意思疎通、あるいは個人的な親交を深めることを意図した意思疎通。
- 二 学術的な議論および活動に関連するもの。
- 三 真空の何らかの職務または業務（以下においては、個人として行うものおよび金銭的利益を得ないで行うものを含む）に関連するもの。
- 四 真空が自分の健康および安全のために行うもの。

（アカウントの適正な運用の義務）

第7条 真空は、このポリシーの対象となる SNS アカウント等を非公開の状態に置くことができない。

2 真空は、このポリシーの対象となる SNS アカウント等を常に最低ひとつ運用しなければならない。

3 真空は、このポリシーの対象となる SNS アカウント等を削除・停止あるいはそれに準ずる操作を行うときは、後継あるいは代替の SNS アカウント等を指示しなければならない。当該後継あるいは代替 SNS アカウント等は、このポリシーの対象となる公開の媒体でなければならない。

4 前項の規定は、利用制限や外部からの攻撃などを含む不可抗力等によって SNS アカウント等の利用が不能ならしめられる場合にも準用するものとする。ただし、傷病や拘束などによってあらゆる SNS アカウント等の運用が困難になる場合においては、この限りではない。

（他アカウントのフォロー等の制限）

第8条 真空は、このポリシーの対象となる SNS アカウント等において、他個人の SNS アカウント等をフォロー等する（特定の相手の投稿を購読するなど、特定の相手を自分と関係を持つもの、あるいは当該システム上で関わりを持つことができるものとして指定する操作であって、相手の投稿を見ること等ができ、その関係が公に、あるいは繋がっているアカウントに対して明らかになっているものを指す。）ことができるのは、その相手の SNS アカウント等が以下の各号のいずれかに該当する場合のみとする。

- 一 当該相手と個人的に親しい場合。あるいは、当該相手と個人的に親しくなることを目指す場合。
- 二 当該相手と真空が対等に近い関係にあって、個人的に親しくはないものの双方が他方を一方的に認知している場合。
- 三 当該相手と真空が対等に近い関係にあって、業務上あるいは社交上つながることが必要あるいは適当とされる場合。

（自アカウントのフォロー等の制限の禁止）

第9条 真空は、このポリシーの対象となる SNS アカウント等において、その SNS アカウント等の投稿を閲覧するために行う操作（購読など）を行うことを、何者に対しても妨げてはならず、また、自他の安全にとって緊急の理由が無い限り、当該操作を差し戻すことをしてはならない。なお、この操作には非公開としている投稿の閲覧を行うためのものおよび、これを認めることにより真空が第8条の操作を行うことを必要とするものは含まないものとする。

2 特定の相手が前項の操作を行った場合であっても、それに拘わらず、真空が同様の操作を相手に対して返すことができるのは、第8条の認める場合に限る。

（他アカウントの投稿に対するリアクションの意味）

第10条 真空が、このポリシーの対象となる SNS アカウント等において行う、他 SNS アカウント等の投稿等に対する反応（「いいね」、「お気に入り」など本来の目的が概ね好意の表明であるものを含むが、これに限られない。）をする場合、真空は特に断りが無い限り、当該投稿等に対して賛意・応援・支持・その他の好意の存在あるいは不存在を表明するものではない。

（異議申し立て）

第11条 真空は、このポリシーの運用に関して異議申し立てを受けた場合には、これについて真空と個人的に親しい複数の相手に相談し、相談した相手の見解が真空と異なっていたかどうかを公表しなければならない。また、この見解を真空は尊重するように努めなければならない。

附則

このポリシーは、2021年10月17日から施行する。